

## 軽 J N K S（軽ジェンクス）の運用開始について

### 【軽自動車の継続検査（車検）での納税証明書の提示が原則不要になります。】

草津町において賦課徴収する軽自動車税（種別割）については、各車両ごとの納付情報を、令和5年1月から軽自動車検査協会（以下「検査協会」という。）が軽 J N K S（オンラインによる納付確認）で確認できるようになりました。

従来は、軽自動車の所有者等が継続検査の際に税務課窓口で納税証明書を取得し、検査協会に提示していましたが、原則この手間が省略されます。

ただし、次のようなケースでは、検査協会で納付情報が軽 J N K S で確認できないため、税務課窓口で納税証明書を取得することとなりますので、ご注意ください。

#### 《「紙の納税証明書」が必要な場合の具体例》

- ・中古車購入直後の場合など。
- ・納付直後の場合。  
→納付データ反映には、おおむね2～3週間程度かかる場合があります。
- ・対象車両について軽自動車税（種別割）を滞納している場合。  
→完納した後に、納税証明書を税務課窓口にて発行します。
- ・二輪の小型自動車は、軽 J N K S の対象外です。継続検査の際には、これまで同様納税証明書の提示が必要となります。

※軽 J N K S とは、「軽 <sup>Jidoushazei</sup>自動車税 <sup>Noufu Kakunin</sup>納付確認 <sup>System</sup>システム」の略です。

軽自動車税の納付に関するお問い合わせ先  
草津町役場 税務課 諸税（軽自動車税）係  
TEL 0 2 7 9 - 8 8 - 7 1 8 6